

入間市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 作成の背景

- 平成25年4月 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行
- 平成25年6月 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の策定
- 平成26年1月 埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2 計画の要旨

- 入間市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本市が実施する措置等を示す
- 様々な状況で対応できるよう、対策を示し柔軟に対応
- 政府対策本部長による緊急事態宣言時、特措法に基づく措置を実施

3 対策の目的

- 新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく
- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ②市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

4 対策実施上の留意点

- 対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重する
- 緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではなく、状況に応じて実施すべき対策を選択し決定する
- 政府対策本部、県対策本部、市対策本部は相互に緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進する
- 対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する

5 対策のポイント

- 住民接種の実施
- 要援護者への生活支援
- 情報収集及び情報提供
- 県等の要請の基づく各種対策の実施

6 発生段階ごとの対策概要

	1 未発生期	2 海外発生期	3 国内発生期	4 県内発生早期	5 県内感染拡大期	6 小康期
状況発生	海外を含め発生していない	海外で発生	国内で発生（県内は未発生）	県内で発生（患者の接触歴を把握）	県内でまん延（接触歴を把握できない）	患者発生が減少
目的	発生に備えた体制の整備	国内発生に備えた体制の整備	県内発生に備えた体制の整備	感染拡大の抑制 感染拡大に備えた体制の整備	医療体制の維持 健康被害を抑制 社会・経済への影響の抑制	生活・経済の回復 流行の第二波へ備え
体制実施	市調整会議・市対策会議		市対策本部の設置			市対策本部の廃止
情報収集	情報収集					
情報共有	準備	相談窓口の設置				
まん延防止	注意喚起・情報提供					
予防接種	体制構築（特定接種）	特定接種（職員等への先行的接種）				
医療	体制構築（住民接種）	住民接種（新臨時接種）				
地域経済の安定及び市民生活及び	帰国者・接触者相談センターの周知		在宅患者への支援			
市民生活及び	要援護者生活支援の準備 埋葬・火葬体制整備の準備 物資及び資材の備蓄		臨時の医療施設の設置への協力			
市民生活及び	遺体の一時安置準備		水の安定供給			
市民生活及び			サービス水準低下の呼び掛け			
市民生活及び			生活関連物資等の価格安定措置			
市民生活及び			要援護者への生活支援			

（注）段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

□は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置